

# 業務指示書

## ウガンダ国カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月7日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年1月13日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3. 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市交通に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/都市交通政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市交通政策に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウガンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 交差点改良計画】

- 1) 類似業務の経験：交差点改良計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウガンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(UGS1 = 0.043 円, US\$1 = 117.58 円, EUR1 = 146.87 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期: 1月30日(金) 16:00 ~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 2階 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/都市交通政策  
交差点改良計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

27.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月6日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
ウガンダ国カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/都市交通政策	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 交差点改良計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ウガンダは人口 34,759 千人 (2013)、1 人当たり GNI 440US ドル (2012) である。内陸国であり、また、鉄道網が機能しておらず貨物及び旅客運搬の 92%以上が道路によって担われているため、経済開発上、道路が非常に重要な位置を占めている。人口の約 1 割が集中する大カンパラ都市圏では交通混雑が深刻な問題となっており、JICA が 2010 年に実施した「大カンパラ都市圏道路網及び交通改善計画調査」によると、主要幹線道路における日交通量の伸び率は 1997 年から 2010 年にかけて 11.6%となっているほか、主要交差点では容量を超える車両の流入が続いている。また、市内の交差点は増大する交通量に対応できておらず、交通整理も十分に行われていない。これらの状況により、郊外から市中心部に流入する通勤・通学交通による朝夕の交通ピーク時の渋滞だけでなく、市中心部においては恒常的に渋滞が発生しており、カンパラ市中心部の交通改善が求められている。

2009 年にウガンダ政府が策定したカンパラ都市交通計画 (目標年次 2018 年) においては、主要幹線道路の拡幅および高規格化、交差点改良等からなる道路網改善をコンポーネントの一つに位置付けている。同計画では道路網改善とともに公共交通志向型開発 (Transit Oriented Development: TOD) を推進するとしており、この一環として、世界銀行等の資金協力によるバス・ラピッド・トランジット (以下、BRT) のフィージビリティスタディ (以下、F/S) 及び詳細設計調査が進行中である。また、2010 年 4 月から実施されている国家開発計画 (2010/2011 年-2014/2015 年) でも、大カンパラ都市圏の交通改善について言及されている。現在、カンパラ市内ではこの他に EU や中国による道路ネットワークの整備も進められている。

我が国の対ウガンダ国別援助方針<sup>1</sup>では、道路の整備や運営・維持管理の必要性について言及されている。JICA は、無償資金協力により 90 年代後半から、カンパラ市内の主要交差点の改良事業を実施してきており、現在カンパラ市内で稼働している全信号機 (全 9 交差点) は日本型の信号機となっている。また、前述の「大カンパラ都市圏道路網及び交通改善計画調査」において、市中心部における幹線道路の拡幅と混雑の激しい交差点の立体化を優先事業として提案し、プレ F/S を実施した。これを受け、JICA は有償資金協力事業「大カンパラ都市圏道路網改善事業」(F0 事業)の協力準備調査を 2012 年から実施した。

このような状況の中、カンパラ首都庁 (Kampala Capital City Authority: KCCA) は、今後実施される交差点の改良事業及び信号の設置等交通流の円滑化を見据え、2013 年 7 月に KCCA の交差点管理能力向上等のための技術協力プロジェクトを要請した。

JICA はこの要請に基づき、2014 年 9 月から 10 月にかけて詳細計画策定調査を実施し、カンパラ市内における交通問題や他ドナーによる支援を再度整理したうえで、プロジェクトの枠組みについて、交差点管理だけでなく交通安全に関する意識啓発を含む交通流管理全体に対応することでカウンターパート (C/P) 機関である KCCA と合意した。本合意に基づき、JICA と KCCA は同年 12 月に本プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) を締結した。

<sup>1</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/hoshin/pdfs/uganda.pdf>

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト

### (2) 上位目標

カンパラ市内主要道路の交通流が円滑になる。

### (3) プロジェクト目標

KCCA のカンパラ市内道路における交通流管理能力が強化される。

### (4) 期待される成果

成果 1. KCCA による都市交通管理政策が強化される。

成果 2. 交差点改良設計能力が強化される。

成果 3. 交差点における交通信号設置・維持管理能力が強化される。

成果 4. 交通ルール遵守にかかる意識啓発プログラムの実施能力が強化される。

成果 5. 実際の交差点を中心とする交通流管理の実施能力が強化される。

### (5) 活動の概要

#### 【成果 1 関連】

1-1. KCCA の現状の交通管理政策及び組織をレビューし、改善案を提案する。

1-2. カンパラ市の都市交通状況をレビューする。

1-3. 各国の都市交通管理政策動向をレビューする。

1-4. 短期的な改良対象となる交差点が記載されている緊急アクションプラン (IAP) を作成する。

1-5. 都市交通流管理計画 (UTMP) を作成する。

1-6. KCCA 職員を対象とする都市交通管理政策セミナーを実施する。

#### 【成果 2 関連】

2-1. IAP の中から選ばれたサンプル交差点の幾何構造及び交通量の現況調査、解析を行う。

2-2. 都市交通流管理ガイドライン (UTMG) の交差点改良に係る章をドラフトする。

2-3. 上記を基に研修計画を提案し、OJT を含む研修を実施する。

#### 【成果 3 関連】

3-1. 各国の交通信号管制システムをレビューする。

3-2. 信号機の仕様及び制御方式に関する基本方針をレビューし、標準仕様書を作成する。

3-3. UTMG の信号機設置に係る章をドラフトする。

3-4. UTMG の信号機維持管理に係る章をドラフトする。

3-5. カンパラ市内信号機維持管理計画を作成する。

3-6. 上記を基に研修計画を提案し、OJT を含む研修を実施する。

#### 【成果 4 関連】

4-1. 道路ユーザーの交通ルール遵守状況及び理解度を調査する。

4-2. 交通安全に関する意識向上を目的としたキャンペーンを計画し、実施する。

4-3. UTMG の意識啓発に係る章をドラフトする。

4-4. 交通管理、誘導技術に関するセミナーを KCCA 職員等に対して実施する。

### 【成果5 関連】

- 5-1. パイロットプロジェクトサイトを IAP の内容に沿って選択する。
- 5-2. 成果 2. 3. 4 を基に、広報活動を含むパイロットプロジェクトを計画する。
- 5-3. パイロットプロジェクトを設計し、実施する。
- 5-4. UTMG を最終化する。

### (6) 対象地域

カンパラ市

### (7) 関係官庁・機関

カンパラ首都庁(KCCA : Kampala Capital City Authority)

## 3. 業務の目的

「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

## 4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2014 年 12 月に KCCA と締結した R/D に基づいて実施される「ウガンダ国カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務の実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 業務の実施方針及び留意事項

### (1) 用語の定義

本プロジェクトの活動を通して作成するガイドラインやアクションプランの定義は以下のとおり。

#### ① 都市交通流管理計画(UTMP : the Urban Traffic Management Plan)

UTMP は、カンパラ市における円滑な交通流実現に向けた中長期的な計画であり、カンパラ市内における各交差点の改良に向けた計画が記載される。

#### ② 緊急アクションプラン(IAP : the Immediate Action Plan)

IAP は、カンパラ市における円滑な交通流実現に向けた短期的(本プロジェクト終了後 3~5 年後)な計画であり、カンパラ市内における短期的に交差点改良が必要とされる各交差点の改良に向けた計画が記載される。

#### ③ 都市交通管理流ガイドライン(UTMG : the Urban Traffic Management Guideline)

UTMG は、交差点における設計計画や信号の設置・維持管理、意識啓発等について技術的な点から解説するガイドラインである。

### (2) プロジェクトの実施体制

KCCA 側は、プロジェクト全体の管理と実施に対して責任を負う Project Director、プロジェクトの経営上や技術的な問題に対して責任を負う Project

Manager、プロジェクトに関する各種調整を行う Project Coordinator を任命し、プロジェクトを実施する。各担当者については既に決定済みであり、R/D を参照のこと。

### (3) F0 事業との連携

カンパラ市内では、前述の F0 事業について現在詳細設計中である。F0 事業では、カンパラ市内で最も混雑する 2 カ所の交差点の立体化、周辺道路の拡張及び交差点改良を行う予定である。交差点改良にあたっては、本プロジェクトで作成される UTMG のドラフトが基準として採用させることが想定されるほか、逆に、F0 事業での交差点改良の経験を UTMG の修正に反映させることも想定される。また、カンパラ市内の渋滞対策という大きな目的は本プロジェクトと共有していることから、実施にあたっては F0 事業とも情報共有することが望ましい。

### (4) 世銀による交差点改良・信号機整備との連携

カンパラ市内では世界銀行の資金協力により、市内約 40 カ所で交差点改良や信号機導入が予定(プロジェクト名: KIIDP2)されている。KCCA は KIIDP2 で整備される交差点の設計内容へのアドバイスなどを本プロジェクトに期待していることから、UTMG 等を活用しながら、成果 2、3 の活動の一環として、KCCA に対する技術的な支援を適宜行う。なお、本プロジェクトと KIIDP2 の調整については KCCA が行う。

### (5) 交通警察の関わり

カンパラ市内の交差点には交通警察が交通管理・規制をしている箇所があり、信号の表示よりも交通警察の指示が優先される場面も生じている。しかし、交通管理やマネジメントに関し十分な知識を有していない警察官によって交通管理・規制行為が実施されており、その結果として、朝夕の通勤時間を中心に市内各所で渋滞が発生していることから、渋滞の緩和には交通警察の知見の向上も重要な要素と考えられる。また、交通安全に係る活動を進めていく上では、交通警察の果たすべき役割は大きい。これらをふまえ、KCCA 向けの交通管理に関するセミナーに交通警察も招き、交通警察の意識の変革への取り組みも行っていく。

### (6) パイロットプロジェクトについて

本プロジェクトの結果を拡充するために、プロジェクト期間中に 1~2 カ所の交差点において、信号機の設置(1 箇所につき 8 灯器を想定)と交差点改良のパイロットプロジェクトを実施する。対象とする交差点は、日本側とウガンダ側双方の協議の下、IAP の記載の交差点の中から選定する。パイロットプロジェクトに必要な信号機器及びその付属品については日本側負担の供与機材となるが、供与機材の据え付け工事に係る費用および改良に伴う土木工事費用についてはウガンダ側負担となる。なお、各工事に係る責任もウガンダ側が負うことになるが、本プロジェクトの活動の一環として実施されることから、パイロット事業等による建設工事の実施にあたって、コンサルタントは「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(2014 年 9 月)に沿った工事安全管理をウガンダ側に行うよう指導すること。

上記とは別に、JICA はウガンダを含む東アフリカ地域で ITS の導入可能性を模索することを検討しており、この観点から、プローブ等を活用した交通量調査をパイロットプロジェクトで実施することを想定している。例えば、カンパラ市内を走る

マタツ(小型バス)に機器を取り付けることで、リアルタイムのデータを収集することなどが考えられる。コンサルタントはプロポーザルの中で、簡易な方式で交通量データを収集する方法を提案すること。なお、交通量データ収集に関するパイロットプロジェクトについては現地再委託での実施を認める。

#### (7) 政策面への支援について

本プロジェクトのコンサルタントは、技術面での KCCA に対する支援が主要な業務となる。一方で、交通流管理には政策的な視点も必要であることから、プロジェクト期間中に複数回、国土交通省等の省庁から専門家を派遣し、政策セミナー等を実施することを検討している。コンサルタントは、全体業務工程の中で適切な時期に短期専門家派遣を組み込み協力効果の向上を検討することとし、プロポーザルにおいて省庁専門家の派遣時期や期間、活動内容について提案すること。また、省庁専門家からの提言には柔軟に調整し、相乗効果を発揮できるように十分調整することが重要となる。なお、セミナーそのものの開催費用は活動 1-6 の一環として本プロジェクトでの計上が必要であるが、省庁専門家の派遣に関する費用は本契約とは別途用意することから、見積書への計上は不要である。

#### (8) 本邦研修について

本プロジェクトでは、3年間で2回の本邦研修(第2年次と第3年次に1回ずつ、各回2週間、5名程度)を予定している。本研修は、交通信号の維持管理や交通安全に関する活動に向けた日本での経験や教訓を得ることを目的としているものの、プロジェクト終了後の長期的な視点に立ち、日本で活用されている ITS 技術についての知見を得られる場とすることも想定している。コンサルタントは、現地での業務に加え、本邦研修も活用し技術移転を行うよう留意し、本案件において必要と考えられる研修分野、研修内容、実施時期・人数・内容及び想定される受入先(現時点での内諾取付けは不要)があれば、プロポーザルにて提案することとする。なお、大まかな時期・規模感は上記のとおりであるが、研修内容等に鑑み、より適切な規模をコンサルタントの提案に基づき設定することを妨げるものではない。

本研修については、本コンサルタントが研修実施を行うこととし、当該業務にかかる経費は「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2014年4月版)」([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra\\_201404\\_guide.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqg3-att/tra_201404_guide.pdf))を参照の上、研修実施に係る部分について積算を行うこと。

#### (9) オフィススペースについて

プロジェクトチームの執務スペースは、プロジェクト開始までに KCCA の建物内に一室(定員5人を想定)用意される予定である。インターネット環境やコピー機などの基礎的なオフィス家具は用意される予定である。先方都合により用意されなかった場合は、契約変更で対応する。

#### (10) 広報について

カンパラ市内の交通渋滞は効率的な経済活動、健全な市民生活の阻害要素になっており、市民の関心も非常に高い。プロジェクトで実施されるパイロットプロジェクトや各種活動を、メディアを通じて積極的に発信すること。特に、交通安全に関

するキャンペーンについては、出来るだけ多くの市民に認識してもらう必要があることから、広報の方法については十分に検討することが望ましい。

また、本プロジェクトは市街地内において交差点を中心として道路施設、信号機、交通警察の業務をきめ細かく改良することによって円滑な交通流実現を実現するという、わが国に優位性があると考えられる施策や技術の適用を企図するものである。したがって、こうしたアプローチについて周辺国や他ドナー等に向けての発信可能性についても検討すること。

具体的には、日本向けに JICA「ODA 見える化サイト」の活用、ウガンダ向けには KCCA を通じたセミナー等を活用したメディアへのアプローチ、また KCCA のオフィシャル・サイトに活動内容を掲載することも検討する。コンサルタントは、上記もふまえた広報の方法についてプロポーザルにて提案すること。

#### (11) モニタリングについて

プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring sheet (JICA 指定フォーム有・配布資料参照) を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素、がある。コンサルタントは、6 か月に1度を目途に、JCC 等での議論もふまえながら C/P 機関と共同で Monitoring Sheet を作成し、在外事務所に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。なお、これに伴い、従来の中間レビュー調査は実施しない予定である。

#### (12) 事業完了報告書の作成について

コンサルタントは、案件終了時に当該案件の結果を取りまとめる事業完了報告書を作成する。本報告書は原則として英語で作成するものとし、記載すべき事項は配布資料「Contents of the Project Completion Report」を参照のこと。なお、本報告書と上記 Monitoring Sheet の導入に伴い、従来を終了時評価調査は実施しない予定である。

#### (13) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるマニュアルや研修教材等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、ウガンダ側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、プロジェクト成果の定着のためには、作成したガイドラインや基準を議会などで承認してもらうことやウガンダ側の予算確保に向けた啓発活動も必要になるため、JCC 等も活用しながら、先方への働きかけを行うこと。

#### (14) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の



進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

## 6. 業務の内容

### 【プロジェクト期間全体】

#### 全体に係る活動

##### (1) ワークプランおよび Monitoring Sheet の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定調査や各年次の結果を含む既存の関連資料・情報等を整理したうえで、詳細な調査内容及びスケジュールを検討し、ワークプランおよび Monitoring Sheet に取りまとめる。また、内容をウガンダ側に説明・協議し、基本的了解を得る。Monitoring Sheet については、Ver.1 作成から 6 か月おきに先方実施機関と協同で更新版を作成し、在外事務所に提出すること。

##### (2) 目標値の設定

上位目標およびプロジェクト目標の指標の内、「交通容量」の数値目標について、対象とする道路・交差点を設定し、現時点での交通容量に係るベースライン調査を行い、目標を設定する。調査実施にあたっては、プローブ等も活用することが望ましい。

これらの数値については、案件開始後 6 か月以内をめぐりに設定することとし、設定後に JCC で確認すること。

##### (3) JCC 及び TWG の開催

###### ① 合同調整委員会 (JCC : Joint Coordinating Committee)

以下の業務を目的に、先方政府が主体となって、少なくとも 12 ヶ月に 1 回 (必要に応じての開催もありうる) の開催頻度で JCC を実施する。JCC の議長は KCCA 側が務める。

- ・ PDM に基づき、毎年のワークプランについて議論し承認する
- ・ 全体の進捗をレビューしたうえでモニタリングと評価を実施し、必要に応じて毎年の計画を修正する
- ・ プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する

###### ② 技術分科会 (TWG : Technical Working Group)

プロジェクトの技術的な問題について、TWG で議論を行う。TWG は JCC の下に設立されるものであり、JCC よりも頻繁に開催する。メンバー等の詳細は R/D を参照すること。

##### (4) 本邦研修の実施

本邦研修に関し、コンサルタントが提案する本案件で実施すべき研修内容、受入先及び時期の案について、研修内容、時期を固める。本研修を所管する JICA の国内機関は、研修内容及び研修受入先などから勧案して確定することとする。コンサルタントは、本研修の実施に先立ち、研修内容・日程、受入先との調整、研修員人

選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。

(5) 事業完了報告書の作成

最終時点では事業完了報告書として取りまとめ、JICAに提出する。

**成果1に係る活動**

(6) 都市交通管理政策のレビューと改善案の提案

カンパラ市が独自にドラフトした交通管理政策のレビューを行い、カンパラ市内の現況や諸外国の都市交通管理政策をふまえた上で改善案を提案する。

(7) KCCAの組織体制の確認

KCCAの組織体制について、詳細計画策定調査の結果も活用したうえで確認し、要すれば交通管理政策の改善案もふまえたより効果的な組織体制を提案する。

(8) IAPの作成

カンパラ市における円滑な交通流実現に向けた短期的な計画を記載したIAPを作成し、カンパラ市内で短期的に改良する交差点の改良計画を立てる。対象交差点の選定に際しては、KIIDP2の対象交差点の詳細設計スケジュールも考慮したうえで、改良の効果が高いと判断される交差点を選定することが好ましい。

(9) UTMPの作成

カンパラ市における円滑な交通流実現に向けた中長期的な計画を記載したUTMPを作成し、カンパラ市内における各交差点の改良計画を立てる。

(10) 都市交通管理政策セミナーの実施

都市交通管理政策の改善案やIAP、UTMPの内容もふまえ、KCCA職員を対象とした都市交通管理政策セミナーを実施する。

(11) IAPとUTMPの最終化

IAPとUTMPの内容をレビューし、要すれば実施した活動もふまえて最終化する。

**成果2に係る活動**

(12) 交差点の幾何構造・交通量の現地調査・解析

IAPで改良計画を立てた交差点から、標準化しやすい交差点をサンプル交差点として複数選定する。その後、選ばれたサンプル交差点の幾何構造及び交通量の現況調査、解析を行う。

(13) UTMGの交差点改良に係る章のドラフト

交差点改良に関する技術的な留意点を取りまとめ、UTMGの交差点改良に係る章としてドラフトする。ドラフトにあたっては、公共土木・運輸省(MoWT)が作成した交差点設計マニュアルを参考にし、カンパラ市内の交通特性及び地勢を考慮すること。

(14) 交差点改良に関する研修の実施

UTMG の交差点改良に係る章を基に、交差点改良に関する研修計画を提案し、OJT を含む研修を実施する。

(15) UTMG の交差点改良に係る章の最終化

UTMG の交差点改良に係る章の内容をレビューし、実施した活動もふまえて最終化する。

**成果3に係る活動**

(16) 交通信号の標準仕様書作成

諸外国の交通管制システムや信号制御方式をレビューしたうえで、信号機の仕様及び制御方式に関する基本方針を検討し、標準仕様書を作成する。

(17) UTMG の信号機に係る章のドラフト

信号機設置と信号機維持管理に関する技術的な留意点を取りまとめ、UTMG の信号機設置・信号機維持管理に係る章としてドラフトする。ドラフトにあたっては、公共土木・運輸省(MoWT)が作成した信号設置マニュアルを参考にし、カンパラ市内の交通特性及び地勢を考慮すること。

(18) 信号機維持管理計画の作成

UTMG の信号機維持管理に係る章の内容を基に、カンパラ市内の信号機維持管理計画を作成する。作成の際には、日本の無償資金協力を含む過去の協力で作成された管理台帳の内容、活用状況を調査し、その改善点を反映させること。また、KIIDIP2 対象の 40 交差点だけでなく、今後増加すると想定される信号交差点についても考慮すること。

(19) 信号機設置・維持管理に関する研修の実施

UTMG の信号機設置・信号機維持管理に係る章を基に、交差点改良に関する研修計画を提案し、OJT を含む研修を実施する。

(20) UTMG の信号機に係る章の最終化

UTMG の信号機設置・信号機維持管理に係る章の内容をレビューし、実施した活動もふまえて最終化する。

**成果4に係る活動**

(21) 交通ルール遵守状況及び理解度の調査

道路ユーザーの交通ルール遵守状況及び理解度を調査する。調査方法についてはアンケートを想定している。

(22) 交通安全意識向上キャンペーンの実施

交通安全に関する意識向上を目的としたキャンペーンを計画し、実際にキャンペ

ーンを実施する。キャンペーンに際しては、メディアを効果的に活用し、多くの道路ユーザーに認知されるものとする。

### (23) UTMG の意識啓発に係る章のドラフト

交通安全の意識啓発に関する留意点を取りまとめ、UTMG の交通安全の意識啓発に係る章としてドラフトする。

### (24) 交通管理・誘導技術セミナーの実施

UTMG 交通安全の意識啓発に係る章を基に、カンパラ市内の交差点で交通誘導を実施する交通整理員に対して、交通管理、誘導技術に関するセミナーを実施する。

## 成果5に係る活動

### (25) パイロットプロジェクトサイトの選定

で選定されたサンプル交差点の中から、パイロットプロジェクトサイトを選定する。

### (26) パイロットプロジェクトの計画

これまでの活動をふまえて、選定されたパイロットプロジェクトの計画を支援する。計画の中には、パイロットプロジェクトの広報も含めること。

### (27) パイロットプロジェクトサイトの設計

パイロットプロジェクトサイトとなる交差点の改良に向けた設計を行う。設計は KCCA が主体的に行うこととし、コンサルタントは技術的な支援を行うこと。

### (28) パイロットプロジェクトの実施

設計された内容に基づき、パイロットプロジェクトを実施する。実施にあたっては、プロジェクトから得られる成果を想定し、実施後にレビュー・評価を行う。

### (29) UTMG の最終化

パイロットプロジェクトを含むこれまでの活動をふまえて、これまでにドラフトした UTMG の各章の最終化を支援し、1冊の UTMG として発行する。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は事業完了報告書とし、(2) の技術協力成果品を添付するものとする。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	
ワークプラン	2015 年 3 月上旬	
Monitoring Sheet Ver. 1	2015 年 3 月上旬	英文 5 部
Monitoring Sheet Ver. 2	2015 年 9 月上旬	英文 5 部

Monitoring Sheet Ver.3	2016年3月上旬	英文5部
Monitoring Sheet Ver.4	2016年9月上旬	英文5部
Monitoring Sheet Ver.5	2016年3月上旬	英文5部
Monitoring Sheet Ver.6	2016年9月上旬	英文5部
事業完了報告書 (C/R)	2017年1月上旬	英文5部 和文サマリー5部 CD-R 5枚

事業完了報告書 (C/R) については製本することとし、その他の成果品等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

### (2) 技術協力成果品

コンサルタントは、以下の資料を作成し、提出すること。なお、提出に当たっては、事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ア 都市交通管理計画 (UTMP)
- イ 緊急活動計画 (IAP)
- ウ 都市交通管理ガイドライン (UTMG)

### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS (Work Breakdown Structure)
- エ 業務フローチャート

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

本業務については、2015年2月に業務を開始し、2018年1月のプロジェクト終了を予定している。2015年3月中旬を目途に Monitoring Sheet Ver.1 を提出する。その後、6か月おきに Monitoring Sheet を作成・提出し、2018年1月上旬までに事業完了報告書を作成し提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

(全体) 約77M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 総括/都市交通政策(2号)
- イ) 都市道路計画
- ウ) 交差点改良計画(3号)
- エ) 交通信号計画
- オ) 交通信号維持管理
- カ) 研修計画/広報活動

#### 3. 対象国の便宜供与

- ・ JICA 専門家用プロジェクト事務所 (KCCA 内、定員 5 名)

#### 4. 参考資料

##### (1) 配布資料

- ・ウガンダ国カンパラ市交差点管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）
- ・KIIDP2 アプレイザル資料
- ・R/D
- ・モニタリングに関する説明資料(Monitoring sheet および Contents of the Project Completion Report を含む)
- ・BRT 関連資料
- ・国家開発計画
- ・交差点設計マニュアル
- ・信号設置マニュアル

## (2) 公開資料

以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されているので、必要に応じて確認すること。

- ・ウガンダ共和国大カンパラ都市圏道路網及び交通改善計画調査事前調査報告書 (2007年)
- ・ウガンダ共和国大カンパラ都市圏道路網および交通改善計画調査報告書 和文要約 (2010年)
- ・ウガンダ共和国大カンパラ都市圏道路網および交通改善計画調査報告書 信号機操作および管理マニュアル 和文要約 (2010年)

## 5. 機材

本プロジェクトでは、パイロットプロジェクトに必要な制御システム付の信号機器についてコンサルタントが調達することを想定しているが、パイロットプロジェクトの詳細はプロジェクト進捗に従って決定されるため、現段階での見積金額の計上は不要である。機材の購入方法等は、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」 ([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/equ\\_201204\\_guide.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/equ_201204_guide.pdf)) に従うこと。また、資機材の仕様については、各国の事情に則し、プロジェクト終了後も先方の責任で維持管理可能なものとする。

なお、本契約において調達する供与機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により輸出申告書類として、許可証及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定の様式により報告するものとする。また、本契約により調達した資機材を含め、コンサルタントが当該国に持ち込み、本邦に持ち帰らない機材であり、かつ輸出許可を取得するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の業務について、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO などへの再委託による業務を認める。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」 ([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ent\\_201204\\_guide.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ent_201204_guide.pdf)) に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行う。

### (1) 交通量調査

## 7. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年

度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

## (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上